|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 生協労連大阪府連 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | 【統一要求基準】  ・正規（月給者）：月額30,000円以上  ・パートなど（時間給者）：時間額190円以上  ・生協（企業）内最低賃金：時間額1,500円以上  ・最低賃金：いますぐ全国一律1,500円に、めざせ1,700円 | | １．安心して働きつづけられる生協（会社）に向けた処遇改善を  （１）人手不足対策について労働者、労働組合の声を踏まえて具体化すること。なお一時金などの原資を採用時給に振り替えるなどの対処では、恒常的な解消にならないことは明らかであり、根本的な改善のために、①賃金原資の拡大を伴う時給の引き上げ、②労働時間の短縮を含む働かせ方の抜本的な見直し、③均等待遇を基本とした制度の確立、をおこなうこと。  （２）「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（2018年7月24日閣議決定）を踏まえ、その具体化を図ること。  （３）不払い労働を根絶すること。実態と経営責任を明らかし、労働時間の適正把握をただちにおこなうこと。「名ばかり管理職」は一掃すること。  （４）長時間過密労働を抜本的に是正するための対策を、労働者、労働組合の声を踏まえて具体化すること。36協定時間は縮小をめざすこと。特別条項（特例的延長）は原則設けないこと。  （５）残業時間管理は1分単位を基本とすること。  （６）年間休日日数を増やし、夏・冬それぞれに7連続の休日・休暇を取得できるようにすること。  （７）65歳定年制を確立すること。また60歳以上の労働者の処遇を抜本的に引き上げること。改正高年齢者雇用安定法にもとづく措置を、当該単組の求めに応じてすすめること。  （８）個人請負など、「雇用によらない働き方」の労働者をつくらないこと。現在夕食宅配事業や介護ヘルパーを業務請負契約している場合は直雇用化すること。  （９）生協（会社）におけるあらゆるハラスメントに関する措置を、2019年6月に成立したＩＬＯハラスメント禁止条約を基本につくること。  （10）ストレスチェック制度について、個人のプライバシーを保護しながら集団分析を職場改善にどう役立てるかなどの運用改善をおこなうとともに、労働者の健康と働きつづけられる職場の実現のため、より有効に活用すること。  （11）マイナンバーの提供を拒否することなどを理由に、労働者に不利益な対応をしないこと。  （12）協会けんぽ移行後の保健事業について、水準が下回ったところは引き上げること。さらに充実した内容にすること。  （13）地震、台風、豪雨、大雪などによる甚大な自然災害時には、労働者の安全確保を最優先とした対策を講じること。被災時にも雇用を維持すること。災害が懸念される場合の対応を、あらかじめ明確にしておくこと。  ２．男女共同参画社会･均等待遇の実現に向けて  （１）アルバイトなどを含む、生協におけるすべての有期雇用労働者の労働契約を、ただちに誰をも無期雇用契約に変更すること。  （２）2020年4月1日施行の「パートタイム・有期雇用労働法」、及び「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の趣旨にのっとり、一時金、諸手当、福利厚生制度等について、不利益変更をせずに正規労働者と非正規労働者の均等をはかること。格差のある労働条件については、同法第14条にのっとり、労働組合の求めに応じて、説明義務を果たすこと。  （３）労働時間の短縮、育児・介護制度の改善・充実などにより、ワークライフバランスの実現をはかること。労働組合と協力して、仕事とくらしの両立できる働き方と環境の改善をめざし、男女共同参画基本法、第５次男女共同参画基本計画にもとづく生協（会社）のポジティブアクションづくりをすすめること。  （４）正規・非正規を問わず、男女共同参画、均等待遇の実現の立場から、次世代育成支援対策推進法にもとづく計画執行の点検と推進をはかること。正規女性比率、管理職層の女性比率を引き続き高めること。  （５）個人として自立した働き方が選択できるよう、希望する短時間労働者の所定労働時間を延長すること。社会保険加入にともなう事業主負担の増加を理由として所定労働時間の延長を拒否しないこと。 |
| 一　時　金　関　連 | 春闘交渉時 | 単組ごとに設定 |
| 季別交渉時 | 単組ごとに設定 |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 2月29日まで | 3月13日 | 1月27日　　　　春闘臨時大会  3月 6日～7日　 中央行動  3月13日 　 単組代表者会議  3月14日 春闘統一行動 |
| 夏季 | 2月29日まで | 3月13日 |  |
| 年末 |  |  |  |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。